

平成 13 年の未払賃金立替払制度の上限額の引上げについて

1 趣旨

セーフティネットの充実の一環として、未払賃金立替払制度における上限額を引き上げて失業者の生活の安定に資することとする。

2 改正案

上限額を、いわゆる事実上倒産した企業からの退職労働者（立替払による以外に未払賃金を回収することが困難な者）であって、現行上限額を超えている者の平成 12 年度の未払賃金額の平均額とすることにより、以下のとおり引き上げることとする。

	現行		改正
30 歳未満	70 万円	→	110 万円
30 歳以上 45 歳未満	130 万円	→	220 万円
45 歳以上	170 万円	→	370 万円

3 上限額引上げによる効果

- (1) 事実上倒産した企業からの退職労働者においては、97%（現行 89%）の者が未払賃金の全額を対象とした立替払を受けることが可能となる。
- (2) 法律上の倒産を含めた全体の企業からの退職労働者においては、94%（現行 86%）の者が未払賃金の全額を対象として立替払を受けることが可能となる。

4 施行期日

平成 14 年 1 月 1 日